

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公表（見える化要件）

令和元年（2019）年10月の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- A. 現行の処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定していること。
- B. 介護職員処遇改善加算の現場環境要件に関し、複数の取組みを行なっていること。
- C. 介護職員処遇改善加算に基づく取組みについて、見える化を行っていること。

2020年度からの算定要件で、介護サービス情報公表制度や法人のホームページを活用して、新加算の取得状況賃金改善に関する具体的な取り組み内容を公表していることです。（賃金改善を除く）

【資質の向上】

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

【労働環境・処遇の改善】

- ・エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入
- ・タブレット端末やインカム等のICT活用やICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンター等の導入による業務量の縮減
- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

【その他】

- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規雇用職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組みの実施
- ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
- ・介護サービス情報公表制度の活用による経営